㈢　省令第七条の定めるところにより、防除区域内に存在する省令第五条第一項に規定する移動制限植物等のうちテンサイシストセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるものについて、植物防疫官の指示に従い、これを廃棄しなければならないこととすること。

○農林水産省告示第六百九号

畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十号）、畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百七十一号）及び畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（平成二十九年農林水産省令第六十一号）の施行に伴い、畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成三十年三月二十六日

農林水産大臣　齋藤　健

畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係告示の整理に関する告示

（畜産物の価格安定に関する法律施行規則の規定に基づく鶏卵の規格を定める件の一部改正）

第一条　昭和三十七年七月六日農林省告示第八百六十三号（畜産物の価格安定に関する法律施行規則の規定に基づく鶏卵の規格を定める件）の一部を次のように改正する。

本文中「畜産物の価格安定に関する法律施行規則第五条第四号ニ」を「畜産経営の安定に関する法律施行規則第六条第二号ニ」に改め、別表第二卵黄の項中「輪かく」を「輪郭」に改める。

（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準を定める等の件の一部改正）

第二条　平成十五年十月一日農林水産省告示第千五百三十八号（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準を定める等の件）の一部を次のように改正する。

「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産経営の安定に関する法律」に、「。以下「法」という。）第六条第一項」を「）第二条第四項第一号イ」に「法第五条第一項」を「同号イ」に改める。

第四号イ中「牛乳消費」を「牛乳又は乳製品の消費」に改める。

（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条の農林水産大臣が定める基準を定める件の一部改正）

第三条　平成十五年十月一日農林水産省告示第千五百四十二号（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条の農林水産大臣が定める額を定める件）の一部を次のように改正する。

本文中「畜産物の価格安定に関する法律施行令」を「畜産経営の安定に関する法律施行令」に、「第四条第二項」を「第五条第二項」に改める。

○国土交通省告示第四百九十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十六条第一項及び第二項第一号、第四十六条第四項表一(八)項、第八十条の二第一号、第八十一条第二項第一号イ、第九十四条並びに第九十九条並びに建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八条の三の規定に基づき、建築基準法施行令第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

（建築基準法施行令第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件の一部改正）

第一条　建築基準法施行令第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件（昭和五十六年建設省告示第千百号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組は、次の各号に定めるものとする。 一・二　（略）	第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組は、次の各号に定めるものとする。 一・二　（略）

（畜産経営の安定に関する法律施行規則第三条第三号、第四条第二号及び第三号イ、第八条並びに第九条の規定に基づき、同規則第三条第三号の農林水産大臣が定める期限等を定める件の一部改正）

第四条　平成二十九年一月二十五日農林水産省告示第百三十四号（畜産経営の安定に関する法律施行規則第三条第三号、第四条第二号及び第三号イ、第八条並びに第九条の規定に基づき、同規則第三条第三号の農林水産大臣が定める期限等を定める件）の一部を次のように改正する。

件名中「第三条第三号、第四条第二号及び第三号イ、第八条並びに第九条」を「第四条第三号、第五条第二号及び第三号イ、第九条並びに第十条」に、「第三条第三号の」を「第四条第三号の」に改める。

第一条第一項及び第二項中「第三条第三号」を「第四条第三号」に改める。

第二条中「第四条第二号」を「第五条第二号」に改める。

第三条中「第四条第三号イ」を「第五条第三号イ」に改める。

第四条中「第八条第一項第一号」を「第九条第一項第一号」に改める。

第五条中「第八条第二項及び第九条第二項」を「第九条第二項及び第十条第二項」に改める。

第六条中「第八条第二項第一号」を「第九条第二項第一号」に改める。

（畜産経営の安定に関する法律施行令第六条の規定に基づき、農林水産大臣が定める一又は二以上の都道府県の区域を単位とする地域を定める件の一部改正）

第五条　平成二十九年十二月十四日農林水産省告示第二千八十号（畜産経営の安定に関する法律施行令第六条の規定に基づき、農林水産大臣が定める一又は二以上の都道府県の区域を単位とする地域を定める件）の一部を次のように改正する。

件名中「第六条」を「第十条」に改める。

（畜産経営の安定に関する法律第十条第一項第三号の規定に基づき、東京都の区域を分けた区域を定める件の一部改正）

第六条　平成二十九年十二月十四日農林水産省告示第二千八十一号（畜産経営の安定に関する法律第十条第一項第三号の規定に基づき、東京都の区域を分けた区域を定める件）の一部を次のように改正する。

件名中「第十条第一項第三号」を「第十七条第一項第三号」に改める。

（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則第三条第一号及び第二号の規定に基づき、農林水産大臣が定める割合及び農林水産大臣が定める期間を定める件の廃止）

第七条　平成十三年三月二十六日農林水産省告示第四百五十四号（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第三条第一号及び第二号の規定に基づき、農林水産大臣が定める割合及び農林水産大臣が定める期間を定める件）は、廃止する。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。